

『鴨川市教育振興計画(第4期 令和8～12年度)（原案）』についての意見を募集します。

**[政策案について]**

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、鴨川市教育振興計画（第4期 令和8～12年度）を策定するものです。

**[意見を提出することができる方]**

- 1 市内に在住、在勤、又は在学されている方
- 2 市内に事務所又は事業所がある個人、法人その他の団体
- 3 募集している事案に利害関係がある方

**[公表するもの]**

- 1 鴨川市教育振興計画(第4期 令和8～12年度)（原案）
- 2 参考資料（鴨川市教育振興計画【概要版（案）】）

**[案などの公表]**

- 1 鴨川市役所天津小湊支所2階 教育委員会学校教育課で閲覧できます。
- 2 鴨川市役所1階 市政情報コーナーで閲覧できます。
- 3 市のホームページで閲覧できます。

**[意見募集期間]**

令和8年1月6日（火）から令和8年2月4日（水）まで

**[意見の提出方法]**

案に対するご意見、住所・氏名（法人の場合は名称・所在地）を明記して、次の方法により提出してください。様式は任意です。

① 窓口へ文書での提出

鴨川市役所天津小湊支所2階 教育委員会学校教育課へ提出してください。

② 郵便での提出

〒299-5503 鴨川市天津 1104 鴨川市教育委員会学校教育課あて送付してください。  
(最終日の消印まで有効)

③ ファクシミリでの提出

FAX番号：04-7094-0531 に送信してください。

④ 電子メールでの提出

アドレス iken001@city.kamogawa.lg.jp に送信してください。

⑤ オンラインでの提出（LoGo フォーム）

QRコード



アドレス

<https://logoform.jp/form/WzTS/1366328>にアクセスし、回答してください。

**[実施担当課／問合せ先]**

鴨川市役所 教育委員会学校教育課総務係 電話番号 04-7094-0512

### [ご注意とお願い]

- 1 いただいたご意見は、決定の参考とさせていただくとともに、取りまとめて市の意見を付して公表します。（ただし、個人情報などは公表しません。）なお、結果の公表は、令和8年3月20日頃を予定しています。
- 2 電話によるご意見や、ご意見をいただいた方に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。